

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月21日
【会社名】	株式会社ALBERT
【英訳名】	ALBERT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上村 崇
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
【電話番号】	03-5909-7510(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
【電話番号】	03-5909-7510(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員最高財務責任者 村上 嘉浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 2,409,890,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ALBERT第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金2,409,890,000円
各社債の金額(円)	金60,247,250円の1種
発行価額の総額(円)	金2,409,890,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年12月27日
償還の方法	<p>1 償還金額 本社債の元金は、平成31年12月27日(以下「償還期限」という。)に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。</p> <p>2 本社債の繰上償還 (1) 当社は、平成28年12月8日以降、平成31年12月26日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 平成28年12月8日から平成29年12月31日までの期間：100.5% 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間：101.0% 平成31年1月1日から平成31年12月26日までの期間：101.5%</p> <p>(2) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、平成31年12月26日までの期間、その選択により、償還すべき日の15営業日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額の110.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。</p> <p>(3) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 株式会社ALBERT 経営管理部 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 ウィズ・アジア・エポリューション・ファンド投資事業有限責任組合 2,409,890,000円
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成28年12月8日

申込取扱場所	株式会社ALBERT 経営管理部 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
払込期日	平成28年12月8日
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。</p> <p>2 本欄第1項に基づき担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

- (注) 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)に関して、当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。
- 2 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- 3 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。
- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、上記表中の別記「財務上の特約(担保提供制限)」又は「償還の方法」欄第1項及び第2項の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売(公売を含む。)の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- 4 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。
- 5 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6 取得格付
格付は取得していない。

- 7 当社は、割当予定先の無限責任組合員である株式会社ウィズ・パートナーズ(以下「ウィズ・パートナーズ」という。)との間で本有価証券届出書の効力発生後に投資契約書(以下「本投資契約」という。)を締結する予定であり、本投資契約には本社債の繰上償還の請求に関する下記の条項が含まれます。
- 割当予定先は、上記表中の「償還の方法 2 本社債の繰上償還 (2)」にかかわらず、以下 乃至 のいずれかの事項が決定又は承認された場合、又は以下 の事項があった場合に限り、払込期日以降、平成30年12月8日まで(当日を含みます。)の間は、上記表中の「償還の方法 2 本社債の繰上償還 (2)」に従い、本社債の繰上償還を請求できます。なお、平成30年12月9日以後、上記表中の「償還の方法 2 本社債の繰上償還 (2)」は適用されないものとします。
- 当社の組織再編行為(当社が消滅会社となる合併、又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は吸収分割若しくは新設分割)
- 当社の事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受け
- 当社の解散又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続開始の申立て
- 当社の普通株式の上場廃止又はその決定
- 当社による本投資契約の重大な違反があった場合、又は軽微な違反についてウィズ・パートナーズからは是正を求める通告があり、2週間以内に違反状態が改善されない場合

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	1,990,000株 本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(同欄第3項第(1)号乃至第(5)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。</p> <p>2 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、1,211円とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)、その他証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,409,890,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年12月8日から平成31年12月26日までとする。但し、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、平成31年12月27日以後に本転換社債型新株予約権を行使することはできない。なお、本欄の定めるところにより本転換社債型新株予約権を行使することができる期間を、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において行使可能期間という。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ALBERT 経営管理部 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計40個の本転換社債型新株予約権を発行する。

2 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

本転換社債型新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記

名捺印した上、行使可能期間中に上記表中の別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項記載の行使請求受付場所(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

3 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本転換社債型新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債型新株予約権の行使に際して当該本転換社債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債に係る要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である株式会社プルート・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下、「プルート・コンサルティング」といいます。)に評価依頼を行いました。その評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことといたしました。新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件につきましては、下記、「第3「第三者割当の場合の特記事項」3「発行条件に関する事項」a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載の通りでございます。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,409,890,000	21,034,615	2,388,855,385

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬費用5,000,000円、新株予約権等算定評価報酬費用4,500,000円、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用2,500,000円、登録免許税8,434,615円、その他の事務費用600,000円(有価証券届出書作成、変更登記費用等)の合計です。

(2) 【手取金の使途】

< 資金調達のための主な目的 >

当社の扱う技術領域、特にAI(人工知能)に関する技術動向は、自動運転車開発、ドローン、IoT(Internet of Things = モノのインターネット)、Fintech(IT技術を使った新たな金融サービス)等、今後大きな市場を作らざるを得ないといわれている産業分野での活用が期待されており、日本だけにとどまらず、世界的な開発競争が激化してきている状況で、技術開発に投下される金額はますます大きくなり、開発のスピードもまた加速してきております。

この競争を勝ち抜くためには、当社もまた積極的な開発が必要ですが、現状それに従事するデータサイエンティスト(*1)は不足しております。その為、データサイエンティストの積極的な採用による人員の増強と、増強した人員による自社製品開発のために、大型の投資が必要であると考えております。

また、当社は、平成28年10月24日に適時開示いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、アナリティクスコンサルティング(*2)事業においてデータサイエンティストが不足していることから、受注を諦めざるを得ない案件が発生するという機会損失が生じたことを一つの要因として2期連続の赤字決算の予想となっており、早期に収益構造の改善を行わなければ、成長はおろか、業績及び財務のさらなる悪化を招き、株式価値は低下するものと予想しています。

現行のシステムソリューション事業において、マーケティング領域の自社製品であるsmarticA!DMP(*3)やLogreco(*4)などは今後も相応の売上の計上が期待できるものの、競合サービスが増加するなど競争環境が激しくなっており成長余地は限られているため、マーケティング以外にもビジネス領域を拡大することで収益基盤を広げ、且つ月額利用料やライセンス料が定期的に計上できる収益性の高いストック型のビジネスモデルを確立するためには、それを実現するための新たな自社製品の開発が不可欠であり、その為の積極的な研究開発が必要です。

また、アナリティクスコンサルティング事業においても、自動運転車開発の支援や、IoT、Fintechなど、成長性の高い分野での引き合いは多いものの、現状、データサイエンティストが不足していることからアサインできる余力が限られているため、前述の通り機会損失が生じている状況であり、データサイエンティストの大幅な増員によりこれらの機会損失を解消することで事業規模を拡大し、収益構造を改善する必要があります。

本件資金調達は、上記の施策を行うことで、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上を実現し、ひいては既存株主の株式価値の向上を図っていくことを目的としております。

- (*1) データサイエンティストとは、ビッグデータを統計を駆使して分析することによって、ビジネスの問題解決に有用な知見を引き出すことのできる人材を指します。
(*2) アナリティクスコンサルティングとは、企業に蓄積されるビッグデータを当社のデータサイエンティストが高度な分析技術を用いて分析した上で、そこから得られる示唆や問題解決策の提言等を行うコンサルティングサービスです。
(*3) smarticA!DMPは、当社が独自開発したDMP(データマネジメントプラットフォーム)です。DMPは購買データやウェブ上の行動ログなどのビッグデータを一元管理するデータベースに蓄積し、システムによって自動的に分析することで、ウェブサイト上に表示するコンテンツやメールの配信、広告配信などの最適化を自動実行するためのシステムです。
(*4) Logrecoとは、当社が独自開発したレコメンドエンジンです。レコメンドエンジンとは、ウェブサイト等の訪問者の行動ログを学習することで、最適な商品やサービスを自動的に推薦するシステムのことで、

<本新株予約権付社債の発行により調達する具体的な用途>

具体的な用途	金額	支出予定時期
運転資金	1,256,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
設備投資資金	180,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
研究開発費	952,855,385円	平成29年1月～平成31年12月
合計	2,388,855,385円	

- (注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。
2 具体的な用途及び金額については、今後の状況の変化に応じて変更する可能性があります。最終的に用途が決定された場合、及び用途が変更になった場合には、その旨を適切に開示してまいります。
3 本新株予約権付社債の発行による手取金合計2,388,855,385円について、研究開発費は必要額に対し7,144,615円不足いたしますが、不足額につきましては、自己資金を充当する予定です。

具体的な用途は以下のとおりです。

運転資金

具体的な用途	金額	支出予定時期
データサイエンティスト 新規採用人件費	800,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
人材採用費	240,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
人員採用に伴うオフィス増床による賃料増加費用	216,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
合計	1,256,000,000円	

上記資金は、当社が従前より行っているアナリティクスコンサルティング事業の拡大の為に計画しているデータサイエンティストの新規採用人件費、データサイエンティストの人材採用に際して必要な人材紹介会社への支払い手数料等の費用、人員が増加に伴い新たにオフィスを借りる際に発生するオフィス賃料増加分に充当する予定です。

また、上記の新規採用データサイエンティスト新規採用の人件費については、は新規採用から1年間は教育期間に充当する予定であり、当該人件費には教育にかかる費用も含まれます。

なお、データサイエンティストの新規採用人件費については、平成27年1月15日、同1月30日並びに2月10日に提出した有価証券届出書(新規公開時)及び訂正有価証券届出書に記載した調達資金の資金用途である「データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費」と一部同じ用途となります。アナリティクスコンサルティング事業の拡大のためには、さらにデータサイエンティストを増加する必要があるため、今回の調達資金も引き続き人材採用に充当するものであります。

また、新たに採用を計画しているデータサイエンティストの増員に伴い、現オフィス以外のオフィススペースを確保する必要がある為、本件調達資金をもってオフィス賃料増加分に充当するものであります。

設備投資資金

具体的な用途	金額	支出予定時期
設備投資資金	180,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
合計	180,000,000円	

上記資金は、上記 運転資金に記載いたしましたアナリティクスコンサルティング事業拡大の為に計画しているデータサイエンティスト新規採用、人員増加に伴い、新たにオフィスを借りる際に発生する保証金及びパーティション等の建物付属設備の取得に充当することを目的といたしております。

研究開発費

具体的な用途	金額	支出予定時期
(A) 目的別汎用AIの研究開発	240,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
(B) IoTスマートファクトリー研究開発	240,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
(C) ヘルスケア・医療向け研究開発	240,000,000円	平成29年1月～平成31年12月
(D) 組込みAI研究開発	232,855,385円	平成29年1月～平成31年12月
合計	952,855,385円	

(注) 上記(D)組込みAI研究開発費は必要額240,000,000円に対し、7,144,615円不足いたしますが、不足額につきましては、自己資金を充当する予定です。

上記資金は、以下の研究開発を行い、その研究開発の成果として自社製品の提供によるストック型の売上を計上する事業モデルを確立し、将来的な収益の柱とすることを目的といたしております。

(A) 目的別汎用AIの研究開発

AI・チャットボット、画像認識AI、文字・音声認識AI、強化学習、オンライン学習を実現するAI製品の開発を目的といたしております。

(B) IoTスマートファクトリー研究開発

センサーデータの収集、蓄積、分析、活用をAIによって実現し、生産効率、エネルギー効率の最適化、故障検知や不良予測等をする製品の開発を目的といたしております。

(C) ヘルスケア・医療向け研究開発

MRI・CT等の映像医療機器や電子顕微鏡等の画像データをAIで学習し、病名判定や病原の特定、遠隔医療等に応用可能な製品の開発を目的といたしております。

(D) 組込みAI研究開発

ドローンやロボット等、インターネットを経由せず、部品内でディープラーニングアルゴリズムを動かす重要技術・製品の開発を目的といたしております。

(参考：当社の技術ロードマップ)

A. 目的別汎用AI	AI・チャットボット	Webやコールセンターにおいて、人工知能による自動接客を実現する技術の開発。
	画像認識AI	画像および動画の認識AIは、自動運転技術、防犯・監視や農業のオートメーション化のキーテクノロジー。
	文字・音声認識AI	デジタルテキスト化していない書類や会話音声等を認識する技術。OCRによる入力や人による接客にとってかわる。
	強化学習	AIが試行錯誤を繰り返して最適な行動に近づいていく「教師なし」学習はロボティクスの要素技術となる。
	オンライン学習	現在のディープラーニングでは、人手によるチューニングが不可欠であるが、AIが自らモデルを再構築していく技術上のブレイクスルー。
B. IoTスマートファクトリー		センサーデータの収集、蓄積、分析、活用をAIによって実現し、生産効率、エネルギー効率の最適化、故障検知や不良予測等をする製品の開発。
C. ヘルスケア・医療向けAI		MRI・CT等の映像医療機器や電子顕微鏡等の画像データをAIで学習し、病名判定や病原の特定、遠隔医療等に応用可能な製品の開発。
D. 組込みAI		ドローンやロボット等、ネットを経由しないで、部品内でディープラーニングアルゴリズムを動かす重要技術・製品の開発。

<過去に実施したエクイティファイナンスで調達した資金の充当状況>

当社は平成27年1月15日、同1月30日並びに2月10日に提出した有価証券届出書(新規公開時)及び訂正有価証券届出書に記載した調達資金の資金使途の充当状況は、以下の通りとなっております。

資金使途	金額	支出予定時期	現在までの充当状況
運転資金			
(a) 本社移転に伴うオフィス賃料増加分	120,000千円	平成27年2月～平成29年12月	74,000千円
(b) データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費	330,000千円	平成27年2月～平成29年12月	200,000千円
運転資金小計	450,000千円	平成27年2月～平成29年12月	274,000千円
設備投資資金			
本社移転及び研修施設構築費用	66,000千円	平成27年2月～平成29年12月	63,000千円
ネットワーク負荷に対応するためのインフラ増強費用	112,468千円	平成27年2月～平成29年12月	62,659千円
設備投資資金小計	178,468千円	平成27年2月～平成29年12月	125,659千円
合計	628,468千円		399,659千円

上記合計628,468千円の資金使途を計画しておりましたが、支出予定時期が到来していないもの以外につきましては、予定通り充当いたしており、本件の資金使途への充当はいたしません。

また、本件の資金調達資金を平成27年1月15日、同1月30日並びに2月10日に提出した有価証券届出書(新規公開時)及び訂正有価証券届出書に記載した調達資金の資金使途には充当いたしません。

<資金調達方法の検討及び本資金調達を選択した理由>

当社は「(2)「手取金の使途」<資金調達の主な目的>」に記載の通り早期に大型の資金調達が必要であると考え、必要な投資資金に充当可能な規模での調達ができること及び早期に調達が完了することを重視し、且つ、株主の利益に配慮して、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、割当予定先の業務執行組員である株式会社ウィズ・パートナーズより提案を受けた本新株予約権付社債による調達が、当社が必要とする資金規模及び早期に調達を実現するという要望を満たす最良の選択肢であると判断しました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

A. 金融機関からの借入れ

当社は銀行を中心とする金融機関との取引が浅く、不動産等の担保力を有する資産も無い為、当社が必要とする資金の融資を受けることは難しい状況であります。

B. 新株式の発行

(a) 公募増資による新株式の発行

公募増資による新株式の発行については、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができるため、当社にとって望ましい資金調達手段であります。しかし、公募増資については調達まで要する期間が長期化することが想定され、機動的な資金調達を実施することが難しい状況です。

(b) 第三者割当てによる新株式の発行

第三者割当てによる新株式の発行については、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができるため、当社にとって望ましい資金調達手段であります。しかし、第三者割当増資については当社が必要とする資金の抛出しリスクを受け入れる候補先が現れなかった為、引受先を見つけることが難しい状況です。

(c) 株主割当てによる新株式の発行

株主割当てによる新株式の発行については、既存株主に対して新株を発行するため、希薄化抑制効果はありますが、一方で失権が生じた場合、当社が必要とする資金調達額を下回る可能性が懸念されます。

C. 社債の発行

社債の発行は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能であるため、有効な資金調達手段ではありますが、当社の現在における損益の状況においては、当社が必要とする資金の引受先を見つけることが難しい状況であります。

D. 新株予約権の発行

新株予約権による資金調達の場合は、権利行使の状況に応じて一度に希薄化が起こることを避けることはできませんが、一方で当社の資金調達は株価動向次第となってしまう可能性があり、株価が低迷する局面では権利行使が進まず、長期にわたって資金導入が進まない可能性や実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性が懸念されます。従って、新株予約権による方法では、機動的かつ十分な資金調達が困難であると判断しました。

E. 転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債による資金調達は、株価動向によっては転換が進まず、残存している社債を償還しなければならない可能性があるというデメリットがあります。

一方、転換価額が固定されていることから、株価が転換価額を下回る場合には転換は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えられること、金融機関からの借入れや社債と違い無金利で調達する方法が存在することや、投資家が転換社債型新株予約権付社債を株式に転換すると、「社債」という負債が「株式」という自己資本になることから、当社の財務面が改善するというメリットがあります。

当社は、メリット、デメリット双方を慎重に検討した結果、当社にとって発行時にすぐ資金調達できる方法であること、及び当社が必要とする資金規模を満たす引受先がいること等から、当社の現在の状況において、転換社債型新株予約権付社債の発行が最良の選択肢であると判断しました。

また、本件の資金調達資金を平成27年1月15日、同1月30日並びに2月10日に提出した提出した有価証券届出書(新規公開時)及び訂正有価証券届出書に記載したデータ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用・育成に係る人件費は当初計画通り充当されておりますが、アナリティクスコンサルティング事業の拡大には、さらにデータサイエンティスト多く採用する必要があるため、今回の調達資金も引き続き人材採用に充当するものであります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階
出資額	12,800,000,000円
組成目的	日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。
主たる出資者及び出資比率	46.88% 独立行政法人中小企業基盤整備機構 上記以外に10%以上の出資者はありません。 なお、本組合の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズは、3.91%を出資しております。
業務執行組合員又はこれに類する者	名称：株式会社ウィズ・パートナーズ 所在地：東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階 代表者の役職・氏名：代表取締役CEO 安東俊夫 資本金：1億円 事業内容：1. 国内外のライフサイエンス(バイオテクノロジー)分野・IT(情報通信)分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 主たる出資者及びその出資比率： 1. 9.11% 松村 淳 2. 9.09% 東海東京インベストメント株式会社 3. 81.80% その他25名

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c 提出者と割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズとの関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

d 割当予定先の選定理由

当社は設立以来、人工知能・機械学習技術といった最先端の分析技術を用いて、主に、マーケティング分野においてサービスを提供してまいりました。平成27年2月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、マーケティング分野においては収益をあげられる状況となりましたが、「第1 「募集要項」 3 「新規発行による手取金の使途」 (2) 「手取金の使途」 <資金調達の主な目的>」に記載した通り、2期連続の赤字計上を予測しているため、資金調達を行い収益構造の改善を行わなければ、成長はおろか、業績及び財務のさらなる悪化を招き、株式価値は低下するものと予想しています。このため、資金調達により、「第1 「募集要項」 3 「新規発行による手取金の使途」 (2) 「手取金の使途」 <資金調達の主な目的>」に記載の通りシステムソリューション事業については自社製品の開発を加速させることでマーケティング分野以外の分野においても月額利用料やライセンス利用料が得られるストック型のビジネスモデルを確立し、アナリティクスコンサルティング事業については規模を拡大して機会損失を解消し、収益構造を改善することで、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上については既存株主の株式価値の向上を図っていく必要があります。

そのような状況の中、当社は、本資金調達にあたり割当先を選定する基準として、当社が望む資金調達規模の引受けが可能であること、早期に資金が調達できる方法で引受けが可能であること、調達後の資金使途について、当社の事業を理解した上で協力体制を築けるパートナーとなり得るかなどの観点から引受け候補者を選定することとし、当社内の人脈及び取引関係者の中から複数の候補者と相談して参りました。「第1 「募集要項」 3 「新規発行による手取金の使途」 (2) 「手取金の使途」 <資金調達方法の検討及び本資金調達を選択した理由>」に記載のとおり、他の調達方法も含めて検討する中で、当該割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズから本新株予約権付社債発行による資金調達スキームの提案を受けました。その結果ウィズ・パートナーズよりご提案頂いた本新株予約権付社債発行による資金調達が、当社の財務改善や既存株主の利益に十分に配慮しつつ、当社が望む資金調達規模の引受けが可能であること、早期に資金が調達できる方法で引受けが可能であること、面談を通じてウィズ・パートナーズはヘルスケア、AI、金融等に造詣が深いことが確認でき調達後の資金使途について当社の事業を理解した上で協力体制を築けるパートナーとなり得ると判断したこと、並びに、ウィズ・パートナーズが設立した本割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の組成目的が「日本を中心としてアジアにおいて、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展の支援を行う」ことであり、当社の取組んでいるAI領域が今後高い成長を期待されていること及び発展の支援を必要としていることと一致していることなども考慮し、今回当社は本割当予定先を選定いたしました。

e 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てる本転換社債型新株予約権の目的となる株式数は1,990,000株であります。

f 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の本新株予約権付社債及び本転換社債型新株予約権を転換して取得する普通株式の保有方針については、中長期的に保有し、当社の人材の採用育成、事業開発に資金を充当するほか、ウィズ・パートナーズを通して他企業との提携等、当社の企業価値向上に資する施策を支援すると伺っております。大株主として一定の議決権を保持し、かつ必要があれば取締役の選解任に関する株主総会の議題及び議案を決定する場合において取締役をウィズ・パートナーズの裁量で指名することができ、当社は当該指名に従うことに当社が同意することが投資契約書に記載されております。

また、割当予定先は、当社の技術・事業開発等の事業上のシナジー効果に資することが見込まれる事業提携先、または当社の安定株主となり得る先への保有株式の譲渡、或いは、割当予定先の出資者に対する運用責任を遂行する立場から、適宜判断のうえ市場動向を勘案し、インサイダー取引規制等も考慮した上で、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の存続期間である平成31年12月31日、若しくは最長2年間の延長期間を含めた平成33年12月31日までに市場での売却も検討していると伺っております。

なお、本件第三者割当に伴い、割当予定先は当社代表取締役社長である上村崇が保有する当社普通株式152,800株につき、合理的かつ割当予定先が満足する形で、割当予定先へ貸株を行う旨、投資契約書に記載されております。ただし本貸株に関しては、本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社の普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行うものとし、割当予定先はかかるヘッジ目的で行う以外の目的として、本貸株を利用した売付けは行わない旨、投資契約書に記載されております。

当社としては、かかる譲渡及び売却により、本転換社債型新株予約権の行使が円滑に進むことが見込まれ、当社の財務体質が改善され、企業価値が向上するものと考えております。

なお、割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業提携等を支援する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることから、当該重要事実が公表されるまでの一定の期間、インサイダー取引規制に服するため、株式市場での売却機会は限定されているものと当社は考えております。

g 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先の業務執行組員であるウィズ・パートナーズからウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合は本有価証券届出書提出日現在、総額128億円の資産を運用する予定である旨の報告を受け、本総額のうち本有価証券届出書提出日現在で払込済み金額が63.3億円であるとの報告を受けております。なお、その残額の64.7億円については、同組合の組合契約では、必要な資金を組合契約に従って同組合の各投資家に請求することとなっており、当社は当該投資家の名称及びその出資約束金額、並びにかかるキャピタル・コールを含む契約諸条件を「組合契約書」により確認しており、割当予定先より残額の64.7億円から本新株予約権付社債の払込みに充当する予定である旨報告を受けております。

また、銀行が発行する平成28年10月28日付の残高証明書を手し、払込に足る現金預金を保有していることを確認いたしました。

以上により、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに支障はないと判断しております。

h 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合及びその業務執行組員であるウィズ・パートナーズ並びにその役員、また割当予定先全出資者のうち未上場企業及び個人について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役荒川一枝）に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報

登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

2. 独自情報

公知情報からトクチョーが独自に構築した反社会的・反市場勢力のデータベースとの照合

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報はありませんでした。

その他の出資者のうち、主たる出資者である独立行政法人中小企業基盤整備機構については、同機構のホームページに掲載されている「中小企業基盤整備機構『反社会的勢力に対する基本方針』について」において、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、東京証券取引所に上場する会社については、各社のホームページにおいて証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しました。

また、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の業務執行組員であるウィズ・パートナーズはファンド募集の際に、社内ルールに基づいた反社チェックを行っているとの口頭での説明を受けました。

これらの結果当社は、割当予定先の関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

i 特定引受人に関する事項

該当事項はありません。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、ウィズ・パートナーズとの間での協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議の日(以下「発行決議日」といいます。)の前取引日である平成28年11月18日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の1,211円を参考として、同額の1,211円(ディスカウント率0%)といたしました。

転換価額の算定方法について、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値1,211円を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々を経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成28年11月11日付「平成28年12月期第3四半期決算短信」において公表した直近の四半期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の発行決議時点における株式価値をより適正に反映されていることから本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが、適当であると判断したためであります。

参考までに、本新株予約権付社債の転換価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,279円に対し5.3%のディスカウント、過去3ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,242円に対し2.5%のディスカウント、また、過去1ヵ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価1,231円に対し1.6%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「ブルータス・コンサルティング」という。)に対して価値算定を依頼しました。

本新株予約権付社債については、株価(取締役会決議日の前取引日の株価)、配当率(0%)、権利行使期間(約3年間)、無リスク利率(0.126%)、株価変動性(71.19%)、発行会社及び割当予定先の行動、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり約97円93銭)を比較した結果、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではないため、本新株予約権付社債の発行価格につきましては、特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

さらに、当社は本新株予約権付社債の発行については、ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(東京都港区)(以下「ベーカー&マッケンジー」という。)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、当社と割当予定先の無限責任組合員であるウィズ・パートナーズとの投資契約書や有価証券届出書、ブルータス・コンサルティングの価値評価報告書等必要な書類を考察し、当社と割当予定先との間の契約の締結や本新株予約権付社債の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないかを検討し、現在受当しうる解釈に照らし、本新株予約権付社債の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)からは、本新株予約権付社債の発行要項の内容及び上記の「平成28年11月18日付のブルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債の発行条件が適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

また、当社監査役3名全員(うち社外監査役2名)は、下記の各点に鑑み、本新株予約権付社債の発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断しております。

- ・本新株予約権付社債の発行について、監査役会として本件第三者割当の担当取締役等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。

- ・ブルーナス・コンサルティング及びベーカー&マッケンジーは企業価値評価実務、発行実務及びこれらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・発行条件等については企業価値評価に定評のあるブルーナス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・平成28年11月18日付のブルーナス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値(額面100円当たり97円93銭)が実質的な対価を下回る水準ではないことから、本新株予約権付社債は有利発行に該当しないこと。
- ・上記の点から、ブルーナス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・ベーカー&マッケンジーの平成28年11月21日付意見書を確認し、適法性に問題がないこと。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本転換社債型新株予約権の転換により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で1,990,000株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。

上記のとおり、本新株予約権付社債に係る潜在株式数は、合計最大で1,990,000株(議決権の数は19,900個)であり、平成28年9月30日現在の発行済株式総数2,178,900株に対して、合計91.33%、総議決権数21,776個に対して91.39%となります。

当社は、本件第三者割当により、大規模な資金調達を行い収益構造の改善を行わなければ、成長はおろか、業績及び財務のさらなる悪化を招き、株式価値は低下するものと予想しています。本件調達を行い、<資金調達の主な目的>に記載の通りシステムソリューション事業においてビジネス領域を拡大することで収益基盤を広げ、且つ収益性の高いストック型のビジネスモデルを確立すること、並びに、アナリティクスコンサルティング事業においてデータサイエンティストの大幅な増員により事業規模を拡大することで収益構造を改善することは、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上に寄与すると考えており、本件第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、当社としましては、企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。本新株予約権付社債に係る発行数量は、純資産の充実という観点から、毀損が進んでいる純資産を早期に回復、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるという点において、有用と判断しております。

なお、本新株予約権付社債は、転換価額が固定されていることから、株価が転換価額を下回る場合には転換は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、割当予定先の持つノウハウ、ネットワークを活用して、既存事業のテコ入れ、成長投資を行うことで中長期的には、企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本新株予約権付社債は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。

しかしながら、本新株予約権付社債は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

当社が必要とする資金を機動的に調達することにより、「3 「発行条件に関する事項」 b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載の通り、本転換社債型新株予約権の転換により新たに交付される普通株式数1,990,000株に係る議決権数は19,900個となり、当社の総議決権数21,776個(平成28年9月30日現在)に占める割合が91.39%と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)
ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	0	0.00	1,990,000	47.73
山川義介	東京都渋谷区	291,900	13.40	291,900	7.00
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	288,800	13.26	288,800	6.93
上村崇	東京都豊島区	152,800	7.02	152,800	3.67
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	63,000	2.89	63,000	1.51
山川奈緒子	東京都渋谷区	50,300	2.31	50,300	1.21
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	43,600	2.00	43,600	1.05
鈴木俊明	静岡県静岡市駿河区	35,600	1.63	35,600	0.85
佐藤めぐみ	東京都杉並区	35,000	1.61	35,000	0.84
投資事業組合オリックス11号 業務執行組合員 オリックス・キャピタル株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	29,900	1.37	29,900	0.72
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	28,000	1.29	28,000	0.67
計		1,018,900	46.79	3,018,900	72.17

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の株主名簿をもとに算出しています。

2 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年9月30日現在の総議決権数(21,776個)で除して算出した数値であり、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年9月30日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成28年9月30日現在の総議決権数(21,776個)に、本転換社債型新株予約権が全て転換された場合に増加する株式に係る議決権数(19,900個)を加えた数で除して算出しております。

3 ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本転換社債型新株予約権が全て転換された場合に増加する株式数を加えた数に基づいて記載しております。

4 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会判断の内容

「第1 「募集要項」 3 「新規発行による手取金の使途」 (2) 「手取金の使途」 <資金調達のための主な目的>」に記載のとおり、当社は大型の投資を行う必要があること、「第1 「募集要項」 3 「新規発行による手取金の使途」 (2) 「手取金の使途」 <資金調達方法の検討及び本資金調達を選択した理由>」に記載のとおり、大規模な希薄化を伴う本資金調達方法以外に必要な資金の調達が行えないものと判断いたしております。

また、本件第三者割当は、既存株主に対して、「4 「大規模な第三者割当に関する事項」」に記載のとおり、相応の希薄化の影響を与えることとなります。しかしながら、「3 「発行条件に関する事項」 b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社は、本件第三者割当により、大規模な資金調達を行い収益構造の改善を行わなければ、成長はおろか、業績及び財務のさらなる悪化を招き、株式価値は低下するものと予想しています。本件調達を行い、人材採用及び育成を推し進め、アナリティクスコンサルティング事業の拡大、システムソリューション事業における自社製品の開発を推し進め、収益構造の改善を含めた成長戦略を実行することで、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上に寄与すると考えており、本件第三者割当による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、本件第三者割当により、「1 「割当予定先の状況」 f 株券等の保有方針」に記載の通り、割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が大株主として一定の議決権を保持している場合において、当社の取締役の選解任に関して、ウィズ・パートナーズと当社は協議をおこなった後、ウィズ・パートナーズは、当社が取締役の選解任に関する株主総会の議題及び議案を決定する場合、以下の条件に従って、ウィズ・パートナーズは当社の取締役をウィズ・パートナーズの裁量で指名することができ、当社は当該指名に従うものとする旨、投資契約書に記載されております。

割当予定先の保有する株式数(議決権ベース、潜在株式を含む。)が10%以上の場合は、当社の取締役の員数の40%以上(小数点以下の数値となる場合には小数点第一位を切り上げるものとする。)

割当予定先の保有する株式数(議決権ベース、潜在株式を含む。)が1%以上10%未満の場合は、当社の取締役の員数の10%(小数点以下の数値となる場合には小数点第一位を切り上げるものとする。)

割当予定先の保有する株式数(議決権ベース、潜在株式を含む。)が1%未満になった場合は、当該指名は出来ないものとする。

なお、割当予定先より取締役の派遣については、経営支配を目的としたものではない旨、口頭にて説明を受けております。

当社は、ウィズ・パートナーズが潜在株式を含めた議決権割合に応じて、取締役を株主総会決議を経て派遣していただくことにより、当社と他企業との提携等、当社の企業価値向上に資する施策(バリューアップ)を支援すると伺っている他、「1 「割当予定先の状況」 d 割当予定先の選定理由」に記載の通り、ウィズ・パートナーズがヘルスケア、AI、金融等に造詣が深いことが確認でき、調達後の資金使途について当社の事業を理解した上で協力体制を築けるパートナーとなり得ると考えたことから、合理的であると判断しております。

また、本件第三者割当に係る取締役会に関し、当社取締役 古田利雄氏は、第三者委員会の委員長であることから、公正性を確保するため、本件第三者割当に係る議案の審議に際しては発言を控え、決議は棄権しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の内容

本件第三者割当による資金調達は希薄化率が91.39%(議決権の総数に対する割合)となり、25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当での必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認のいずれかの手続きをとることとなっています。そこで、当社は、本件第三者割当に関する決議を行った平成28年11月21日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役(弁護士 古田利雄氏)、社外監査役(谷本篤彦氏、江南清司氏)及び社外の専門家(公認会計士 稲森信幸氏)、計4名で構成された第三者委員会に、本件第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本件第三者割当に関する事項(本新株予約権付社債発行の目的及び理由、資金調達の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、本件第三者割当後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通し等)について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、第三者委員会から、下記のように判断する旨の意見を得ております。

本件資金調達は、平成28年9月30日現在の発行済株式総数2,178,900株に対して、本無担保転換社債型新株予約権付社債権が全て行使された場合に発行される株式1,990,000株であり、既発行の株式について91.33%の希薄化を生じさせるものであり、希薄化の程度は極めて大きい。

しかしながら、本件資金調達は、下記に記載の通り特に有利ではない転換価格によって行われるものであって、既存株主への経済的な損失を伴うものでない。平成28年10月24日に適時開示いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、平成28年1月29日に発表した平成28年12月期通期業績予想に対し、売上げが期初予想に対しマイナス17.9%、当期純利益が1百万円の予想に対し138百万円の純損失となる見込であり、当期純利益については、平成27年12月期に続き2期連続赤字予想となっている発行会社を取り巻く厳しい経営環境に鑑みると本件資金調達による収益構造の改善は、早急を実施すべき施策であり、かつ、本件資金調達は発行会社の財務基盤の強化と、人工知能分野におけるリーディングカンパニーを志向するという成長戦略の推進を可能とするものであって、発行会社の企業価値の向上を図ることが期待できるため、既存株主への利益保護に悖るものではないと評価できる。

また、本件第三者割当による調達資金は、貴社の企業価値向上に資することが合理的に予想される資金用途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであることから、その資金調達の必要性が認められる。

本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり100円)とブルータス・コンサルティングの算定した公正価値(額面100円当たり約97円93銭)を比較した結果で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではないため、本新株予約権付社債の発行価格につきましては、特に有利な条件に該当しないと判断される。

本件第三者割当により調達された資金は、既存事業の強化及び事業構造の転換するための費用として使用されることが合理的に予想され、中長期的には既存株主の株式価値向上も期待でき、かつ、希薄化を伴う本件第三者割当を行わない場合には、前期(平成27年12月期)、今期(平成28年12月期)業績予想の修正(平成28年10月24日開示)と2期連続して営業利益は赤字であり、また営業キャッシュ・フローがマイナスであること、日進月歩の技術革新が起こる業界において、限られたリソースの中で縮小均衡を行い、それを乗り越えてからの事業の拡大では、業界のスピードについていけないこと等を総合的に勘案し、本件第三者割当を行わない方がかえって既存株主には不利益となる可能性も高いこと、また、普通株式を一括して発行するのではなく、希薄化の実現を緩和し、本転換社債型新株予約権の転換価額を固定する等、既存株主の利益にも配慮された措置が講じられていることに鑑みれば、本件第三者割当増資は既存株主の利益を不当に損なうものではない。

本件第三者割当により相応の希薄化を伴うものの、現状の会社の資金繰り、手元資金、財務状況、今後の営業利益及びキャッシュ・フローの状況並びに、過去からのトレンドに基づけば資金調達の緊急性が十分に認められることから、株主総会決議等を経ずに本件第三者割当を実施すると取締役会が判断することには一定の合理性は認められる。

会社の現状から他の資金調達方法を取ることが「3 「新規発行による手取金の使途」 (2) 「手取金の使途」 <資金調達方法の検討及び本資金調達を選択した理由>」において説明している通り、実質的に難しいことから取締役会が本件第三者割当を現時点の貴社における資金調達方法として最適と判断することは合理的と考える。

割当予定先であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合が大株主として一定の議決権を保持している場合において、当社の取締役の選解任に関して、ウィズ・パートナーズと当社は協議をおこなった後、ウィズ・パートナーズは、当社が取締役の選解任に関する株主総会の議題及び議案を決定する場合、以下の条件に従って、ウィズ・パートナーズは当社を取締役をウィズ・パートナーズの裁量で指名することができ、当社は当該指名に従うものとする旨、投資契約書に記載されている。

- (a) 割当予定先の保有する株式数(議決権ベース、潜在株式を含む。)が10%以上の場合は、当社を取締役の員数の40%以上(小数点以下の数値となる場合には小数点第一位を切り上げるものとする。)
- (b) 割当予定先の保有する株式数(議決権ベース、潜在株式を含む。)が1%以上10%未満の場合は、当社を取締役の員数の10%(小数点以下の数値となる場合には小数点第一位を切り上げるものとする。)
- (c) 割当予定先の保有する株式数(議決権ベース、潜在株式を含む。)が1%未満になった場合は、当該指名は出来ないものとする。

ウィズ・パートナーズが潜在株式を含めた議決権割合に応じて、取締役を派遣することによって、ウィズ・パートナーズが、当社と他企業との提携等、当社の企業価値向上に資する施策(バリュアアップ)を支援し、かつ調達後の資金用途について貴社の事業を理解した上で協力体制を築くことが想定されることを鑑みれば、一定の合理性が認められる。

以上のことから、ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合を割当予定先として選定すると判断することについて著しく不合理な点は認められないことから、本件第三者割当により資金調達を行う相当性が認められる。

(3) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本件第三者割当は、既存株主に対して相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本件第三者割当の決定に際し、上記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 <資金調達方法の検討及び本資金調達を選択した理由>」に記載の通り、様々な資金調達方法を検討致しました。その結果、「3 「新規発行による手取金の使途」 (2) 「手取金の使途」 <資金調達の主な目的>」に記載の通り当社は、本件第三者割当により、大規模な資金調達を行い収益構造の改善事業モデルの変革を行わなければ、成長はおろか、業績及び財務のさらなる悪化を招き、株式価値は低下するものと予想しています。本件調達を行い、人材採用及び育成を推し進め、アナリティクスコンサルティング事業の拡大、当該事業を通じた自社製品サービスの開発を推し進め、事業構造の転換を含めた成長戦略を実行することで、当社の経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上に寄与すると考えており、本件第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第11期、提出日平成28年3月30日)及び四半期報告書(第12期第3四半期、提出日平成28年11月11日)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年11月21日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年11月21日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第11期)提出日(平成28年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年11月21日)までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)
平成28年1月1日～ 平成28年11月21日	7,400	2,178,900	785	666,839

(注1) 第2、7、9、10、11回新株予約権の権利行使により増加しています。

(注2) 千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第11期)提出日(平成28年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年11月21日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(平成28年4月5日提出)

1 提出理由

当社は、平成28年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役1名選任の件

上村崇、古田利雄の2氏を取締役に選任するものであります。

第2号議案 会計監査人選任の件

有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役2名選任の件					
上村 崇	11,705	71		(注)	可決 91.76
古田 利雄	11,704	72			91.75
第2号議案 会計監査人選任の件	11,718	59		(注)	可決 91.86

(注) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	平成28年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期 第3四半期)	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月29日

株式会社ALBERT
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 竹 伸 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 押 谷 崇 雄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ALBERTの平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

株式会社ALBERT
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俵 洋 志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 量 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ALBERTの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年1月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ALBERTの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。